（別紙３）

審査基準

1. 審査方法

（1）応募資格等審査

応募者が募集要項の「７ 応募資格」を満たしていることを確認するため、町は事前審査を行います。事前審査で応募要件を満たしていないと判断された者は、（２）の審査に進むことはできません。

（2）福崎町ネーミングライツ審査会による審査

各委員は、（1）の応募資格等審査の結果、応募要件を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の審査項目に基づき採点します。

審査項目	主な視点	配点	係数	合計
愛　　称	・施設のイメージや設置目的と合致しているか ・町民にとって親しみやすく、わかりやすいものとなっているか ・（指定管理者制度導入施設の場合）指定管理者による施設の運営に支障をきたすと判断する場合は０点とする。	５点	×4	２０点
対　　価	・応募金額（年額）が最高である者を１位とし、満点である５０点を付与（応募が１者のみの場合も同様） ・２位以下は、応募金額を１位の金額で除して算出した率に５０点を乗じて得た点数を付与。（小数点第２位以下は切捨て） ・町が示した金額を下回った場合には０点とする。	―	―	５０点
契約期間	・応募期間が最長である者を１位とし、満点である１０点を付与（応募が１者のみの場合も同様） ・２位以下は、応募期間を１位の期間で除して算出した率に１０点を乗じて得た点数を付与。（小数点第２位以下は切捨て） ・町が示した期間を超えた場合、又は満たさない場合には０点とする。	―	―	１０点
地域貢献等	・応募趣旨 ・地域社会への貢献実績、今後の具体的な地域への取組など	５点	×４	２０点
合計		１００点		

・　各委員の採点を平均し、応募者の中から最も高い得点となった応募者を優先交渉権者、２番目に高い得点となった応募者を次点交渉権者として選定します。

・　合計得点が同点の場合は、「愛称」、「対価」、「契約期間」の合計点を比較して、高い得点となった応募者を優先交渉権者とします。

・　審査項目の「愛称」について、委員の半数以上から０点と採点された場合又は審査項目の「対価」、「契約期間」のいずれか一つでも０点となった場合は選定しません。

・　各委員の採点を平均した点数が６０点未満の場合は選定しません。

2. 失格要件

（1）審査期間中に、応募資格を喪失した場合

（2）審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

3. 採点基準

最高点を５点、評価できない場合を０点とし、０点～５点の範囲で採点します。